

令和 5 年 5 月 2 日

葛城市立幼稚園及び小・中学校
保護者の皆様

葛 城 市 教 育 委 員 会
教 育 長 椿 本 剛 也

新型コロナウイルス感染症に係る対応の変更について

新緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は葛城市幼稚園・学校教育にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症に移行されます。5 類感染症への移行後は、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、幼児児童生徒（以下「児童等」という）の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や学校(園)において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童等の学びを保障していくこととなります。

つきましては、5 類感染症への移行による今後の対応について下記のとおり変更しますのでお知らせします。ただし、5 類移行後もウイルスそのものの感染性や病原性が変わるわけではありません。感染拡大を防ぐため、ご家庭においてもお子様の健康観察や基本的な感染症対策の継続をお願いします。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. マスクの取扱いについて

学校教育活動においては、児童等及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。特にこれからは熱中症が心配です。マスク着用は熱中症のリスクを高めますので、登下校や屋外での活動、運動をするときなどはマスクを外しましょう。

ただし、感染不安や基礎疾患があるなど様々な事情によりマスクの着用を希望する児童等もいることから、マスクの着脱を強いることのないようにするとともに、着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導を心がけてまいります。

2. 出席停止の取扱いの変更について

① 児童等の感染が判明した場合

発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまでの期間を出席停止とします。(欠席扱いにはなりません)

出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、手洗い等の手指衛生などの基本的な感染症対策のほか、マスクの着用等の配慮をお願いします。

② 同居家族の感染が判明した場合

5月8日以降は濃厚接触者としての特定は行われません。つきましては、児童等に症状がなく、感染が確認されていない場合は登校(園)していただけます。ただし、特に5日間は自身の体調に注意するとともに、手洗い等の手指衛生などの基本的な感染症対策のほか、マスクの着用等の配慮をお願いします。

③ 児童等に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる場合

感染拡大防止の観点から、引き続き各家庭において、登校(園)前のお子様の検温及び健康状態の確認をしていただき、児童等に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる場合は登校(園)を控え、症状がなくなるまで自宅で休養するようお願いします。

*②及び③での欠席については、出席停止扱いではなく、病欠(欠席)となります。

3. 感染状況等の周知について

今まで児童等の感染が判明した場合は、その都度学校(園)からメールでお知らせをしておりましたが、今後は、学校(園)で複数の陽性者が判明し学級内で感染拡大の可能性が高い場合のみ、感染状況や対応等について、各学校から tetoru を使ってお知らせします。

4. 陽性が判明した場合の連絡と感染防止対策について

5類移行後もコロナウイルスがなくなるわけでも、感染力が低下するわけでもありません。感染拡大を防ぐため、今後も効果的な感染防止対策を必要に応じて行っていく方針です。

つきましては、児童等や同居家族等の陽性が判明した場合は、今まで同様、速やかに各学校(園)まで連絡をお願いします。ご理解とご協力をお願いいたします。

◎ご不明な点がございましたら、下記までご連絡いただきますようお願いします。

葛城市教育委員会 学校教育課

0745-44-5108